

# 令和7年度

佐賀県産業イノベーションセンター

## さが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業

知的財産を守り、育て、  
地域の新たな産業を創出するための  
補助金の紹介です。

発明・考案した新技術等を保護し事業拡大に活用するため  
特許権・実用新案権の取得に向けた取組みを助成する・・・



中部経済産業局発行  
『知財ビジネスマッチング ガイドブック』から  
図版引用

### 特許等出願補助金

#### ■ 補助対象者

県内に事業所を有するものづくり中小企業者等

#### ■ 対象となる経費

- 特許出願料
- 出願審査請求料※1
  - ※1 令和8年1月31日までに審査請求と代理人への支払が完了したものに限り
- 実用新案登録出願料
- 代理人費用※2
  - ※2 交付申請前に実施する先行・類似技術調査に要する費用も含む

#### ■ 補助率と上限額

補助対象経費の2/3 上限30万円

他者が有する特許技術や開放特許等を活用した  
新製品開発や技術開発を行う事業を助成する・・・

### 知財開発補助金

#### ■ 補助対象者

県内に知財開発を行うことができる工場等を  
有するものづくり中小企業者等

#### ■ 対象となる経費

- 消耗品費
- 備品費
- 役務費
- 委託料
- 賃借料
- その他

#### ■ 補助率と上限額

補助対象経費の2/3 上限150万円

**募集期間** 令和7年5月7日(水)～6月27日(金)

#### <お問い合わせ>

公益財団法人佐賀県産業振興機構  
佐賀県産業イノベーションセンター  
技術振興課《知財担当》 TEL:0952-34-4413  
E-mail:chizaishien@mb.infosaga.or.jp



詳細はQRコードからご確認ください。

## 補助金を申し込む前に必ずお読みください!

- 補助金は中小企業者等の皆さまの**事業活動をサポート**するものです。
- 補助金の支払いは事業の実施を確認させていただいた後**(後払い)**となります。
- 申請の方法や**補助の要件**については**募集要領を必ずご確認ください**。

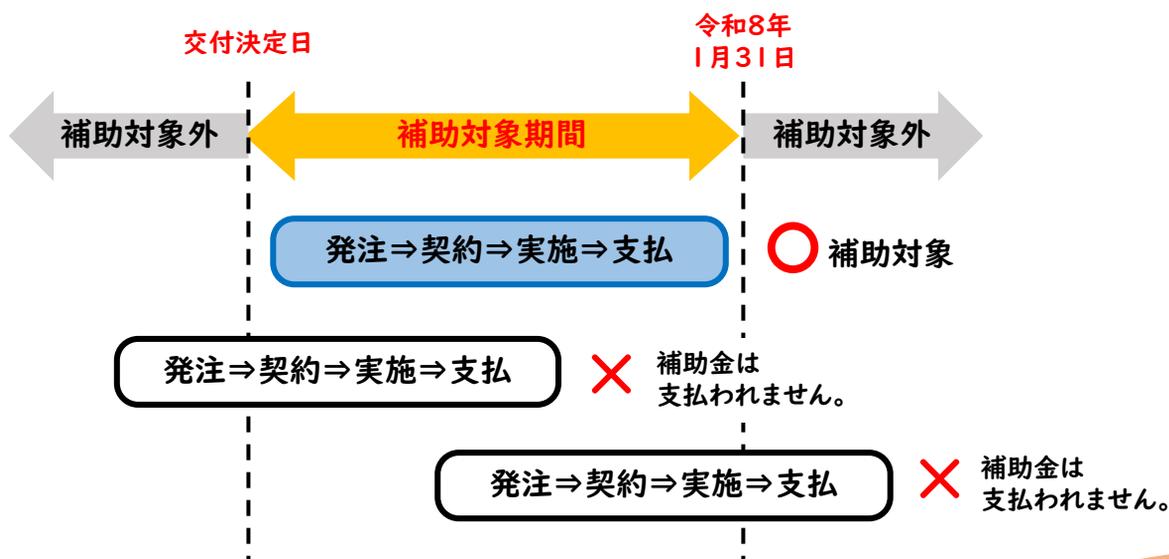
### ■ 補助金が支払われるまでの基本的な流れ



- ① 申請に必要な**書類をご提出**ください。
- ② 申請内容の**審査**を行います。
- ③ 審査を通過すると補助対象として採択し**交付決定を通知**します。
- ④ 補助対象となる**事業を実施**し、その**報告(実績報告)**をしていただきます。
- ⑤ 適正に事業と支払が行われたかを**検査**して**補助金の額の確定**をします。
- ⑥⑦ 確定した金額の**請求書をご提出**いただき、補助金をお**支払い**します。

### ■ 補助対象期間の考え方

- 補助金には、その対象となる期間**(補助対象期間)**があります。
- 発注・契約・実施(購入)・支払(決済)を**期間内で行う**必要があります。



### <お問い合わせ>

公益財団法人佐賀県産業振興機構  
佐賀県産業イノベーションセンター  
技術振興課《知財担当》 TEL:0952-34-4413  
E-mail:chizaishien@mb.infosaga.or.jp